

## 2022 年度剰余金処分

(単位：円)

科 目	金 額
I. 当期末処分剰余金	9,122,739
II. 別途積立金取崩額	5,000,000
III. 剰余金処分数額	
経営安定化積立金	6,000,000
周年事業積立金	4,000,000
IV. 次期繰越剰余金	4,122,739

### (補足説明)

- 2022 年度当期決算では剰余金がマイナスとなったため、生協法第 51 条の 4 で定めている教育事業繰越金は 0 円となります。
- 別途積立金 500 万円については、使用目的が明確でないため取り崩します。なお、別途積立金の取り崩しについては、総会の承認が必要な事項となります。  
当期末処分剰余金 912 万 2,739 円に別途積立金取崩額 500 万円を加えた 1,412 万 2,739 円を処分することになります。
- 目的積立金に必要な積立を行います
  - 経営安定化積立金は、会員生協のやむを得ない事情により、会費減額や会費を納めることができない場合における県連業務の継続を目的に積み立てています。理事会で議決した上限金額 2,000 万円のところ、現状の 1,000 万円に 600 万円を積み立て、1,600 万円となります。
  - 災害等リスク対応積立金は、首都直下型の大規模地震や風水害による災害、災害以外のリスクへの対応を目的に積み立てています。理事会で議決した上限金額 800 万円のところ、上限の 800 万円となっていますので、積立は行いません。
  - 今後の周年事業を実施するため、周年事業積立金を設けます。理事会で議決した上限金額 400 万円のところ、400 万円を積み立てます。
- 次期繰越剰余金は 412 万 2,739 円となります。
- 法定準備金は 496 万円となっており、出資金総額の 2 分の 1 を超えています。